

第16回薩摩川内はんやジュニア大会実施要領

1 目 的

伝統芸能保存の一環として、子どもたちに昔ながらの「正調はんや」や「はんやロックバージョン」等様々な「はんや踊り」を踊る機会を与えることで、ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる人づくりを行うとともに、踊りを通した一体感の醸成と様々な表現を体感することによる交流を活発にすることで、「はんや踊り」の振興・保存・継承を図ることを目的とします。

2 主 催 薩摩川内市

3 日 時 令和7年10月25日（土）12時30分開場

13時開演 15時30分終了予定

※リハーサルは、当日の午前中に行います。（入退場、立ち位置確認のみ）

※気象状況等により大会を中止する場合、10月24日（金）12時まで
に決定し、各団体に連絡します。

4 会 場 薩摩川内市川内駅コンベンションセンター（SSプラザせんだい）

5 チーム編成

(1) 市内小・中・義務教育学校

ア チーム編成は学年、学級にこだわらず1チーム5名以上とし、自由に編成してかまいません。

イ 他校との合同チームも可能とします。その際は、合同チームの代表となる学校、担当者をお知らせください。

(2) ダンススクール

ア 1スクールにつき1チームとします。また、1チーム5名以上とします。

イ チーム編成は小学生および中学生とします。

6 演 技

(1) 演 技 曲：「正調はんや」や「はんやロックバージョン」等様々な「はんや踊り」とします。はんやをベースにしたオリジナル曲も可。

(2) 演技時間：演技前のプロフィール紹介と演技終了後の礼を含め6分以内とします。

(3) ビデオ参加：不可

(4) 服 装：自由

(5) 小 道 具：児童、生徒がステージに持って登壇できるものとします。

7 表 彰

「市長賞」、「議長賞」、「教育長賞」、「奨励賞」、「グッドパフォーマンス賞」、「チームワーク賞」、「パワフル賞」、「スマイル賞」等を予定

8 審査委員（4名）

(1) 審査委員長：教育長

(2) 審 査 委 員：市議会代表・薩摩川内市文化協会代表・経済シティセールス部次長（観光文化スポーツ担当）

※今後の状況により、委員構成は変更になる場合があります。

9 会次第

① 開会の言葉	(1分)	⑦ 審 査	(15分)
② 市長賞旗	返還(1分)	⑧ アトラクション	(15分)
③ 議長賞トロフィー	返還(1分)	※審査と同時進行	
④ 教育長賞トロフィー	返還(1分)	⑨ 総 評	(1分)
⑤ 主催者挨拶	(2分)	⑩ 審査発表・表彰	(20分)
	準備(2分)	⑪ 閉会の言葉	(1分)
⑥ 演 技	(105分)		
※1団体10分 途中休憩15分を含む			
合計150分(2時間30分) ※1団体10分=約4分の移動・6分の演技時間			

10 参加申し込み

(1) 申込期限：令和7年6月13日（金）【文化スポーツ課必着】

(2) 申込方法：

ア 小・中・義務教育学校

各学校宛に「当要領」及び「参加報告書」をメールで送信します。内容をご確認のうえ、期日までに「参加報告書」を文化スポーツ課までメールまたは使送便でご送付ください。

イ ダンススクール

参加を希望される団体は、市ホームページ上に掲載している『参加申込書』をダウンロードのうえ、文化スポーツ課までメールでご送付ください。

11 その他

(1) 担当国会議

大会の概要及び演技順の抽選について説明する担当国会議を下記日程で行います。

日時：令和7年6月27日（金）15時30分～

場所：薩摩川内市役所 6階 603会議室

(2) 参加団体送迎

ア 小・中・義務教育学校の児童・生徒及び引率者（４名まで）は、バスを借上げ送迎します。

イ ダンススクールの児童・生徒および引率者については、各自会場集合とします。

(3) 鑑賞方法

出演前の練習などは控え、他チームの演技を鑑賞してください。

(4) 一般観覧及び撮影

ア 一般観覧者については、特に制限は設けませんが、一般観覧者の座席数が４００席程度（３階バルコニー席を除く）になる予定であるため、観覧者数が座席数を超える場合は、お互い譲り合って観覧するよう保護者に周知を行ってください（一般観覧者用の入退場口は３階後方を予定）。

イ 撮影については特に制限は設けませんが、撮影の際は、演技や鑑賞の妨げにならないよう注意してください。（フラッシュの使用は禁止）

また、個人情報保護の観点から、一般観覧者が撮影した画像や動画をＳＮＳなどインターネット上にアップロードすることは禁止します。

※ 学校及びダンススクールのＨＰやブログへの掲載は可能としますが、他チームの児童・生徒が写っている画像・動画は使用しないでください。

※ 市（文化スポーツ課）が撮影した画像は、市の広報紙やＨＰ等で公開する場合があります。